

平成19年10月17日

関係者各位

ばんせい証券株式会社
代表取締役社長 藤井史郎

証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、実行行為者である営業員の法令遵守意識の欠如に起因した法令違反に該当する事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して適切な措置を講ずるよう勧告が行われました。

弊社では、日頃より内部管理体制の整備・充実に取り組んでおりますが、今後更なる内部管理体制の強化・徹底に取り組む、再発防止に努めて参る所存です。

弊社株主の皆様並びにお客様及び関係者の皆様にはご迷惑、ご心配をお掛けしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告の内容

関東財務局長がばんせい証券株式会社を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告した。

2. 事実関係

○取引一任勘定取引の契約を締結する行為

ばんせい証券株式会社大阪支店第二営業部第一営業課営業員は、平成18年11月24日及び同年12月1日に顧客2名との間で、それぞれ、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成18年11月27日から同19年1月19日までの間、取引を執行した。

当該使用人が行った上記の契約の締結行為は、証券取引法第42条第1項第5号に規定する「有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為」に該当すると認められる。

以上